

Notification Board

まちの案内板

町から住民の皆様への重要な情報をお知らせする案内板です。

7月21日(日)は 第23回参議院議員通常選挙の投票日!

【投票時間】7時～20時

※投票当日は、郵送された入場券を持って指定の投票所にお越しください。

入場券をなくしたり、当日まで届いていない方でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、身分証明書持参のうえ投票所の受付に申し出てください。

【今回宇美町で投票できる方】

- ◎平成5年7月22日(この日も含む)までに生まれた人
- ◎平成25年4月3日までに宇美町に転入届を提出し、引き続き住民基本台帳に記録されている人

※宇美町から転出していても、転出の日から4ヶ月以内の場合、宇美町で投票できることもあります。詳しくはお問い合わせください。

【期日前、不在者投票のご案内】

当日投票に行けない場合は期日前投票・不在者投票ができますので、入場券の裏の宣誓書を記入のうえ投票にお越しください。

- ◎期間 7月5日(金)～7月20日(土)8時30分～20時
- ◎場所 宇美町役場1階 多目的ホール

※遠隔地での不在者投票、指定施設での不在者投票も可能です。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 【選挙管理委員会】TEL 932-1111

心と体の健康づくり「自分との賢いつきあい方」 ～いきいき講座のお知らせ～

健康とお金について。病気になるといくらお金がかかるのか想像ができますか？

- 【講師】健康福祉課保健師
- 【日時】8月7日(水) 13時30分～15時00分
- 【場所】うみ・みらい館 多目的ホール(図書館2F)

申込・問い合わせ 【社会教育課】TEL 933-2600

「国民健康保険高齢受給者証」 更新のお知らせ

宇美町国民健康保険に加入中の70歳から74歳までの方に交付している「高齢受給者証」の有効期限が7月31日までとなっていますので、7月下旬に新しい高齢受給者証を郵送します。8月になったら差替えをお願いいたします。

8月以降の一部負担金の割合は、平成24年中の収入を基に決定します。記載されている負担割合をご確認ください。

なお、現役並み所得者以外の方の一部負担金の割合は、軽減特例措置により平成26年3月31日まで1割に据え置かれます。



問い合わせ 【住民課国民健康保険係】TEL 934-2241

ひとり親家庭等医療証の 更新手続きについて

ひとり親家庭等医療証を10月1日以降引き続き受給するためには、更新手続きが必要です。

更新の案内文書については、児童扶養手当受給中の方は現況届のお知らせに同封し、その他年金受給中等の方には8月に通知しますので、お手続きもれののないようご注意ください。

- 【受付期間】8月1日(木)～9月30日(月)の8時30分～17時15分(土・日祝日を除く)
- ※8月15日(木)及び9月17日(火)は夜間窓口で20時まで受け付けます。

【持参するもの】受給者全員分の保険証及び医療証、印鑑、平成25年1月2日以降転入された受給者及び同番地の方は、平成25年1月1日時点で住民票を置いていた市町村が発行する平成25年度(平成24年分)所得証明書、年金受給中の方は受給者全員分の年金証書

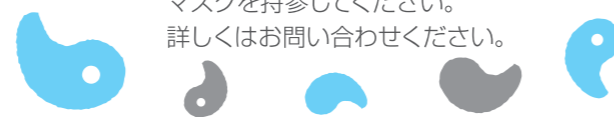
問い合わせ 【住民課年金係】TEL 934-2241

夏休み特別企画 「まが玉づくり体験」開催

子どもたちを中心に大人気の、まが玉づくりを、夏休み期間限定で開催します。

- 【期間】7月20日～8月31日 土曜・日曜も開催。(7月22・29日、8月5・12・19・26日は休館)
- 【時間】9時30分～12時、13時～16時
- 【場所】宇美町立歴史民俗資料館
- 【対象】小学校1年生から中学生まで(小学校1～3年生までは保護者同伴)

- 【体験料】無料
- 【その他】期間中お一人様、一つ限りです。体験される場合は、随時窓口でお申込みください。なお、作る時にマスクの着用が必要となります。マスクを持参してください。詳しくはお問い合わせください。



申込・問い合わせ 【歴史民俗資料館】TEL 932-0011

敬老祝金支給事業について

老人の日・老人週間に敬老の意を表すため、行政区の協力により敬老祝金支給事業を行います。

支給対象者及び支給額は次のとおりです。

対象年齢	対象者生年月日	支給額
70歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生まれ	金1万円
77歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生まれ	
80歳	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日生まれ	
88歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日生まれ	
90歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日生まれ	
99歳	大正3年4月2日～大正4年4月1日生まれ	金2万円
100歳以上	大正3年4月1日以前に生まれた方	

※平成25年9月1日現在町内に住民登録のある方

問い合わせ 【健康福祉課介護高齢者支援係】TEL 934-2243

“社会を明るくする運動”にご協力を

7月は“社会を明るくする運動”強調月間です。“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

罪を犯した人たちが非行をした少年の立ち直りを温かい目で見守りつつ、重点目標として「立ち直りを支える取組についての協力の拡大」「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」を掲げ、援助の手をさしのべ、明るい社会を作りましょう。

主催:宇美町社会を明るくする運動推進委員会

問い合わせ 【健康福祉課福祉係】TEL 934-2278

国民健康保険「限度額適用認定証」 「限度額適用・標準負担額減額認定証」 申請のお知らせ

医療機関に入院する際や高額な医療を受ける際に、「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を提示すると、窓口における医療費負担額が限度額までになります(住民税非課税世帯の方は入院時の食事代も減額されます)。

認定証の有効期間は申請した月の初日から7月31日までです。現在認定証をお持ちの方で、8月以降も引き続き認定証が必要な方は、8月中に更新手続きにお越しください。

- 【対象者】宇美町国民健康保険加入者で、入院を伴う医療や高額な医療を受ける予定のある
 - ①69歳以下の方
 - ②70～74歳で住民税非課税の方

【必要なもの】国民健康保険被保険証、印鑑、入院日数が分かるもの(住民税非課税世帯の方で、過去に91日以上入院がある場合のみ)、所得証明書(平成25年1月2日以降宇美町に転入の方のみ)

問い合わせ 【住民課国民健康保険係】TEL 934-2241

しのぎき歯科クリニック
院長 篠崎 剛
宇美町宇美6-1-6 (福岡銀行宇美支店前)
TEL 092(410)5903
http://emishika.com/
★かむかむクラブキッズ会員募集中★
詳しくはお問い合わせください!

半個室で広々とした歯科医院です。
お客様からご年配の方までお気軽にご相談ください。

KUMON 夏の特別学習受付中!
7/19(金)～8/31(土)

- ★宇美センター 宇美4-2-10 木村ビル2F (火・水・金) TEL 957-6615 携帯 090-9075-6404 (荒木)
- ★宇美東 宇美東1-4-1 西日本新聞向い (月・木) TEL 933-7828 携帯 090-9589-1212 (伴)
- ★宇美はるだ 原田4-18-8 原田下公民分館 (火・金) TEL 934-3180 携帯 090-1345-8634 (須原)